

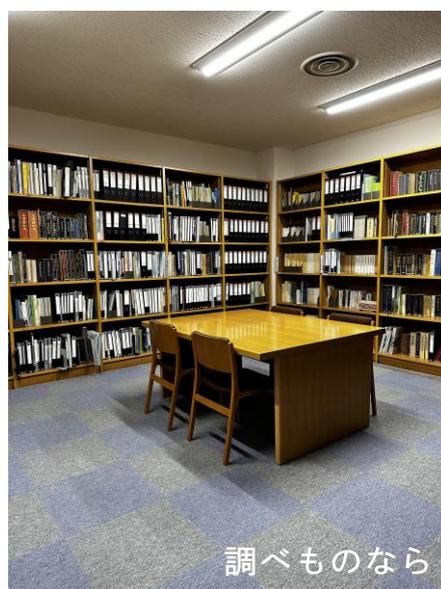
令和7年度 湧別町図書館要覧



中湧別図書館



湧別図書館



湧別町図書館要覧

目次	3
沿革	4
施設概要	8
図書館協議会委員名簿、職員名簿	9
図書館運営計画	10
令和7年度予算 図書館費	11
令和7年度 図書館事業計画	13
令和6年度 図書館統計	16
湧別町図書館条例	24
湧別町図書館条例施行規則	26
湧別町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱	28
湧別町図書館複写要綱	29
図書館資料の収集と選定方針	31
図書館資料の除架・除籍・廃棄基準	33
図書館法	34
利用案内	37

沿 革

昭和 27 年度 (1952 年度)	湧別町公民館図書室開室
昭和 45 年度 (1970 年度)	上湧別町社会福祉会館図書室開室
昭和 48 年度 (1973 年度)	湧別町中央公民館(栄町)完成に伴い、公民館移転、2階に図書室開室
昭和 50 年度 (1975 年度)	上湧別町社会福祉会館一部増改築 蔵書 3,000 冊
昭和 60 年度 (1985 年度)	上湧別町図書専門の臨時職員 1 名配置、夜間開室毎週水曜日 19 時まで
昭和 61 年度 (1986 年度)	第 1 回上湧別町読書感想文・画コンクール開始
昭和 62 年度 (1987 年度)	ワゴン車にて巡回サービス開始 絵本読み聞かせ活動開始
昭和 63 年度 (1988 年度)	学校給食車改造の移動図書館車「なかよし号」1号車にて巡回サービス開始
平成 2 年度 (1990 年度)	湧別町教育委員会ライトバンにて移動巡回サービス開始
平成 4 年度 (1992 年度)	上湧別町図書館条例制定 湧別町移動図書館車購入、デザイン・名称公募により「ファンタジー号」と決定 返却ポスト設置(湧別小学校、芭露小学校)
平成 5 年度 (1993 年度)	4月27日上湧別文化センターTOMオープン 上湧別町図書館開館
平成 6 年度 (1994 年度)	上湧別町図書館だより発行 湧別町文化センター、湧別町図書館建設準備室設置
平成 7 年度 (1995 年度)	上湧別図書館蔵書 3 万冊達成 第 1 回湧別町図書館協議会開催 湧別町公民館図書室閉室、図書の移転梱包作業準備、図書館移転 湧別町図書館条例制定、図書館条例施行規則制定 日本図書館協会加入 2月1日湧別町図書館オープン 返却ブックポスト増設(湧別中学校、湖陵中学校)
平成 8 年度 (1996 年度)	湧別町図書館夜間開館実施 湧別町図書館だより発行 湧別町図書館第 1 回読書感想文・画コンクール実施(入賞作品集発行) 幼児対象絵本読み聞かせ「絵本とあそぼう」開始
平成 9 年度 (1997 年度)	エッセイ実作教室作品集(第 1 集)発行開始
平成 10 年度 (1998 年度)	上湧別町移動図書館車「なかよし号」2号車購入 開館 5 周年記念「図書館まつり」開催 「本はともだち」発行 湧別町図書館サークル「リーディング倶楽部たんぽぽ」発足 声の広報ゆうべつ(カセットテープ)発行開始 図書館サークル「ゆうべつエッセイ倶楽部」発足 古本市実行委員会発足
平成 11 年度 (1999 年度)	畜産研修センター、芭露児童館、計呂地公民館、上芭露公民館に配本サービス開始 湧別町図書館叢書 I 「裏山」(金子きみ:著)復刻版発行

	<p>図書館サークル「映画サークル」発足 老人クラブ配本サービス開始、緑町バス停配本（古本リサイクル活動）開始 児童対象絵本読み聞かせ会開始（協力：湧別高校ボランティア同好会）</p>
平成12年度 (2000年度)	<p>湧別町図書館システム更新、ホームページ開設 郷土作家金子きみ著作品の利用許諾申請受理・データ化開始 ニュージーランド・ブック・コーナー設置</p>
平成13年度 (2001年度)	<p>幼児対象読み聞かせ「絵本とあそぼう」記録集発行 メールマガジン発行 第6回読書感想文・画コンクール実施（入賞作品最終号発行） エッセイ実作教室作品集（第5集）発行終了 湧別町第4次社会教育中期計画策定（2002～2007年）</p>
平成14年度 (2002年度)	<p>開館10周年記念プレ「図書館まつり」開催 上湧別町図書館蔵書点検 講座事業作品集「TRY」発行開始 図書館ホームページキャラクター募集 リーディング倶楽部による湧別小学校読み聞かせ実施（記録集発行） 読書会「ぐりとぐらおはなし会」開始 図書館ボランティア「おはなしブックキャラバン」オホーツク園訪問</p>
平成15年度 (2003年度)	<p>上湧別町図書館開館10周年記念「図書館まつり」開催 湧別町図書館キャッチコピー募集、ナウマンゾウ絵本作り開始 「子ども読書の日4/23」に子ども図書館ボランティア「おはなしブックキャラバン」 の読み聞かせ会開催 国立国会図書館総合目録ネットワーク加入（検索館）</p>
平成16年度 (2004年度)	<p>ナウマンゾウ絵本発行、湧別町表彰教育文化功労（こぐま会） 読書の木制作</p>
平成17年度 (2005年度)	<p>利用者用インターネット端末設置</p>
平成18年度 (2006年度)	<p>子どもの読書活動実践図書館として文部科学大臣表彰 10月「学習室」オープン 講座事業作品集「TRY第5集」発行終了 優良読書グループ北海道表彰（こぐま会、リーディング倶楽部たんぼぼ） 遠軽地区公共図書館職員研修会開催「郷土資料は町村のたからもの」</p>
平成19年度 (2007年度)	<p>講座事業作品集「文芸ゆうべつ」発行開始 定期宅配サービス「絵本くらぶ」開始 上湧別町ブックスタート事業開始</p>
平成20年度 (2008年度)	<p>利用者用コピー機設置 湧別町第5次社会教育中期計画策定（2008～2013年） 遠軽地区公共図書館職員研修会開催「ブックスタート」</p>
平成21年度 (2009年度)	<p>北海道立図書館インターネット貸出予約サービス加入 第24回上湧別町読書感想文・画コンクール実施（入賞作品集発行） 湧別町図書館郷土資料デジタルライブラリー運用開始 上湧別町表彰社会奉仕奨励賞（りんごっこ、湧別高校ボランティア同好会） 10月5日上湧別町湧別町合併に伴い名称を「中湧別図書館」、 「湧別図書館」に変更、夜間開館は終了、祝日開館を開始 図書館システムの統合、両館共通利用者カードの作成 「文芸ゆうべつ3号」発行</p>
平成22年度 (2010年度)	<p>第1回湧別町読書感想文・感想画コンクール実施（入賞作品集発行） 図書館文芸講座終了 中湧別図書館「カナダ・ブック・コーナー」設置、視聴覚ブース液晶化（5台）</p>

平成23年度 (2011年度)	「どくしょノート」「ブックガイド150」発行 文芸サークル発足
平成24年度 (2012年度)	絵本ブックリスト「おはようえほん」発行 財団法人国際ソロプチミスト表彰「学生ボランティア賞」(湧別高校ボランティア同好会)、中湧別図書館 扇風機設置、湧別図書館 絵本コーナー並べ替え(出版社順→絵本作家順)、湧別図書館 視聴覚ブース液晶化(5台)、芭露郵便局 配本サービス開始
平成25年度 (2013年度)	ブックスタート事業PR展示開催(両館、保健センター、両児童センター) 湧別図書館内「ゆうべつ子どもスペースばすてる」7月オープン 湧別図書館視聴覚室を多目的室に変更 湧別図書館 利用者優先駐車場スペース設置(5台)、視聴覚ブース液晶化(5台) 郷土史「故郷の人 竜宮街道」「故郷の人 亜麻工場の思い出」発行協力 優良読書グループ北海道表彰(湧別高校ボランティア同好会) (新)移動図書館車の「愛称」を募集し、「わくわく号」に決定(応募数74点) 「なかよし号」「ファンタジー号」運行終了「わくわく号」運行開始 第1次湧別町社会教育中期計画策定(2013~2017年)
平成26年度 (2014年度)	図書館システム更新、WEBOPAC開始 特別開館開始(夏・冬・春休み)、中湧別図書館 出入口扉を修繕 湧別図書館「おはなしコーナー」並べ替え(0~1才児向け、2~3才児向け、しかけ絵本)、本の修理ボランティア活動開始 遠紋地区公共図書館職員研修会開催「本の修理製本技術の向上」
平成27年度 (2015年度)	特別開館開始(秋休み) 湧別図書館「児童書」並べ替え(作者名順) 学校支援用「図書館利用ガイド」発行 中湧別図書館「文献収蔵室」新設 古本コーナー常設(両館)
平成28年度 (2016年度)	学校図書館支援モデル校(中小、湧中)実施 学校図書館ブックフェスティバル(上小) 道立図書館学校図書館支援(芭小) スウェーデン児童文学展示 「図書館デビュー」絵本セット貸出 「みんなで作ろうPOPとしおり」開始
平成29年度 (2017年度)	学校図書館支援全校(湧別高校含む)実施 「読書通帳」発行 子どもの読書活動推進計画策定 ブックスタート10周年記念展示「愛情ことば、絵本」展開催 絵本原画巡回展ひだのかな代「にこにこぎゅ おとうさんのて」開催 (遠紋地区6市町村共同事業) 「わくわく号」湧別高校巡回開始 セルフカフェコーナー設置(館内への飲み物持参可)
平成30年度 (2018年度)	宅配サービス開始
令和元年度 (2019年度)	第10回読書感想画感想文コンクールをもって休止

令和2年度 (2020年度)	優良読書グループ全国表彰(リーディング倶楽部たんぽぽ) 緊急事態宣言による休館(4月20日~5月15日) 本のテイクアウト実施(5月12日~15日) 5月16日から制限付き開館(BM運行7月から)
令和3年度 (2021年度)	北海道立図書館北方デジタルライブラリー参加(郷土資料の公開)
令和4年度 (2022年度)	「第3次湧別町社会教育中期計画」策定(令和5年度~令和9年度) 「第2次湧別町子どもの読書活動推進計画」策定(令和5年度~令和10年度)
令和5年度 (2023年度)	絵本原画巡回展どいかや「チリとチリリ ちかのおはなし」開催 文部科学大臣表彰(リーディング倶楽部たんぽぽ) 中湧別図書館「読み聞かせ会」活動開始(9月2日から毎月第1・3土曜日) 図書館協議会委員視察研修(学校図書館視察) 中湧別図書館大型ロールスクリーン更新
令和6年度 (2024年度)	図書館システム「富士通iLiswing」バージョンアップ(V3→V4) 図書館システムと「マイナンバーカード」のシステム連携運用開始(9月4日から) 「岸田典大さんの絵本パフォーマンス」開催(遠紋ブロック共同事業) 絵本原画巡回展あべ弘土「あてっこ どうぶつずかん だれ」開催(遠紋ブロック共同事業) 図書館協議会委員視察研修(津別町図書館視察)

施設概要

名 称 湧別町中湧別図書館

位 置 北海道紋別郡湧別町中湧別中町 3020 番地の 1

建物面積 765.981 m²

(1) 各室の面積

	区 分	面 積	備 考
図書館	図書室	566	収容冊数 56,000 冊
	おはなしコーナー	22	
	事務室	58	
	文献収蔵室	40	
	閉庫書庫	45	収容冊数 24,000 冊
	車庫	35	
総 計		766	

(2) 工事費 内訳

建築構造 鉄筋コンクリート平屋建 (消費税込)

工事内訳	図書館 (766 m ²)	備 考
建築工事	353,975,000 円	
備品購入費	32,166,000 円	
合 計	386,141,000 円	

名 称 湧別町湧別図書館

位 置 北海道紋別郡湧別町栄町 2 1 9 番地の 1

敷地面積 6, 5 4 5 m²

建物面積 1, 3 5 2 m²

(1) 各室の面積

	区 分	面 積	備 考
図書館	図書室	602	収容冊数 56,000 冊
	多目的室	85	定員 30 名
	事務室	44	
	作業室	43	
	閉庫書庫	41	収容冊数 19,5 00 冊
	文献収蔵室	25	収容冊数 2,700 冊
	BM 車庫	51	移動図書館車 1,800 冊積載
	玄関・ロビー	123	
	そのほか	132	
	小 計	1,162	

ぱすてる	遊戯室	120	平成 25 年度より
	集会室	39	
	事務室	19	
	トイレ	12	
	小計	190	
	休憩室	16	
総 計		1,352	

(2) 工事費 内訳

建築構造 鉄筋コンクリート平屋建 (消費税込)

工期 平成 6 年 9 月 2 8 日～平成 7 年 6 月 3 0 日

工事内訳	図書館 (1,352 m ²)	備 考
建築工事	329,600,000 円	
電気設備工事	49,955,000 円	
機械設備工事	59,740,000 円	
小 計	439,295,000 円	
備品購入費	66,980,409 円	
合 計	506,275,409 円	

■図書館協議会 委員

任期 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

氏 名
菊 地 京 子
菊 地 得 典
藤 井 清 美
三 澤 祥 弘
三 橋 裕 介
早 川 大 介

■職員名簿

館 長	中島 一之
主 査	北村 公樹(司書)
主 事	石垣 杏優(司書)
図書館 業務員	羽根田久美子
	今野 綾美
	室井 美穂
	安彦 由紀
	絹張 洋史

図書館活動

<推進目標>

図書館は町民の憩いの場
みんなで学び楽しもう

現状と課題

- ◆本町には中湧別図書館、湧別図書館の2つの図書館と1台の移動図書館車が配備されています。そして両館が収蔵する図書館資料数は15万冊です。乳幼児から高齢者まで幅広い世代の町民利用に対応するため常に新鮮な図書館資料の維持を継続しています。
- ◇今日においてはインターネットでさまざまな情報を入手できますが、情報は混在し、求めている正しい情報を入手することが難しいという側面があります。そこで、図書館が信頼性の高い書籍を保存し、図書館司書の専門性を生かした読書活動へのアドバイスを行い、的確な資料や情報を提供することが求められています。

推進項目

課題解決の方策

図書館資料の収集、 整理保存

- ・町民の読書傾向を踏まえ、新鮮な図書購入に努めます。
- ・両館並びに移動図書館車の蔵書構成を区分し特徴づけた収集に努めます。
- ・整理保存した郷土資料のデジタル化に努めます。

利用促進、 読書機会の提供

- ・魅力的な展示に努めます。
- ・図書館システムの更新を行い、図書館資料の適切な管理と利用者の利便性の向上に努めます。
- ・インターネット等で図書館情報を発信します。

連携・ネットワーク

- ・「子どもの読書活動推進計画」により、子どもたちの読書環境を整備します。
- ・移動図書館車を運行し、子どもたちの読書活動を推進します。
- ・図書館ボランティアとの連携強化に努めます。
- ・ネットワークを活用した図書館間の連携を図ります。

令和7年度予算 図書館費

歳出 10) 教育費 3) 社会教育費 4) 図書館費

節	細節	7	6	増減	
図書館協議会委員に要する経費					
1	報酬	図書館協議会委員報酬	80	80	0
8	旅費	図書館協議会委員費用弁償	8	14	△6
合 計			88	94	△6
図書館事業に要する経費					
7	報償費	図書館事業報償	0	30	△30
10	需用費	消耗品	8,142	8,412	0
		内訳			
		図書、雑誌、新聞	8,142	8,142	0
		視聴覚資料	0	0	0
		小計	8,142	8,412	0
12	委託料	図書館蔵書登録業務委託料	436	436	0
13	使用料及び賃借料	著作物使用料	35	0	35
合 計			8,613	8,608	5
図書館管理に要する経費					
1	報酬	臨時職員報酬	1,518	1,333	△185
3	職員手当	会計年度職員手当	304	261	43
4	共済費	職員共済組合負担金	107	93	14
		社会保険料等	206	176	30
		小計	313	269	44
8	旅費	費用弁償	36	36	0
		普通旅費	92	90	2
		小計	128	126	2
10	需用費	消耗品費	757	762	△5
		燃料費	2,568	2,568	0
		光熱水費	2405	2405	0
		修繕料	1,110	150	960
		小計	6,840	5,885	955

歳出 10) 教育費 3) 社会教育費 4) 図書館費

節		細節	7	6	増減
図書館管理に要する経費					
11	役務費	通信運搬費	389	378	11
		手数料	20	20	0
		小計	409	398	11
12	委託料	施設清掃委託料	2,200	2,200	0
		電気保安業務委託料	143	143	0
		消防設備点検委託料	59	56	3
		冷暖房設備点検委託料	169	624	△455
		電算システム改修業務委託料	0	1,290	△1,290
		小計	2,571	4,313	△1,742
13	使用料及び賃借料	システム使用料	1,816	1,834	△18
14	工事請負費	ボイラー取替工事	0	0	0
17	備品購入費	備品購入費	0	0	0
		備品譲渡割賦金	38	0	38
		小計	38	0	38
合計			13,937	14,419	△482
図書館総額			22,638	23,121	△483

令和7年度 図書館事業計画

事業名	期日	場所	計 画 内 容
①図書館資料の 収集、整理、保存	年間	両館	<ul style="list-style-type: none"> ○両館を特徴付けた選書を行い、それぞれに蔵書を区分し保存する。 ○資料等計画的に幅広く豊富に備え、適切な蔵書構成を維持する。 ○貴重資料のデジタル保存 ◎図書館システム機器更新
②利用促進、読書 機会の提供	年間	両館	<ul style="list-style-type: none"> ○調べものの相談、案内を通して利用促進を行う。 ○インターネットによる情報発信を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル資料の公開 ・事業のお知らせ ・司書によるおすすめ本の紹介（新着図書案内） ・図書館だより ◎各学園（1～6年生）向け情報発信 ○宅配貸出サービス <ul style="list-style-type: none"> ・来館が困難な町民に対して個別に配送貸出を行う。 ◎マイナンバーカード連携の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・現行図書館システムの利用者番号とマイナンバーカードを連携することにより、マイナンバーカードでも図書等の貸出が可能となる。
③ブックスター ト	年間	健診 会場	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタート（月1回） <ul style="list-style-type: none"> ・絵本2冊と手作りバッグの配布 ・4ヶ月児対象 ・健診時に絵本とバッグをメッセージと共に配布 ○ブックスタートプラス（年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・絵本とブックガイドの配布 ・5～6歳児対象 ・就学時健診時に絵本1冊とブックガイドを配布 ・就学時健診時に読書オリエンテーションを実施 ○協力（バック制作） <ul style="list-style-type: none"> ・ルピナスの会（バッグ本体） ・湧別高校ボランティア部（名札）
④絵本くらぶ	年間	両館	<ul style="list-style-type: none"> ○絵本の宅配（月1回） <ul style="list-style-type: none"> ・3歳までの乳幼児がいる家庭におすすめ本セットを宅配（登録制）
⑤移動図書館車 の運行	年間	町内	<ul style="list-style-type: none"> ○移動図書館車で町内を巡回し、広域サービスを実施する。機動性を活かし遠隔地域を中心に、子どもから大人まで図書に出会う場を広げ、読書活動の推進を図る。 ○児童、職員が乗り込んで借りる以外に、一部ステーションでは図書館職員が選本したセットを配本

事業名	期日	場所	計 画 内 容
⑤移動図書館車の運行	年間	町内	<ステーション> ・認定こども園、保育所 3か所（年8回） ・児童センター 5か所（年8回又は4回） ・子育て支援センター 1か所（年8回） ・学校 4か所（年8回）
⑥学校図書館支援	年間	町内 学校	○クラス配本 ○学校図書館用図書の購入支援 ○学校図書館レイアウト相談 ○学校図書館蔵書管理、蔵書計画 ○図書館見学の受入 ○職場体験の受入 ○読書オリエンテーション ○家読おすすめ絵本リスト作成配布 ○読書通帳の提供
⑦古本コーナー	年間	両館	○古本、古雑誌のリサイクル活動
⑧特別展示	4月～ 5月	両館	○こどもの読書週間特別展示 ・湧別図書館 「児童図書ランキング」（4/25～5/31） ・中湧別図書館 「なりきりおすし屋さん」（4/25～5/31）
	9月～ 10月	両館	○町民大学講師著作本展示
	10月	湧別 図書館	○絵本原画展示（遠軽紋別地区公共図書館共同事業） 「おとうさんのこわいはなし」（かとうまふみ／作・絵）
	10月～ 11月	両館	○秋の読書週間特別展示 ・湧別図書館 ・中湧別図書館
	年間	両館	○テーマ展示 ○年中行事展示
	年間	両館	○協力展示（展示スペースの貸出） ・各機関と連携し、展示を行う。

事業名	期日	場所	計 画 内 容
⑨連携・ネットワーク	年間	両館	○ボランティアサークル育成 <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ活動ボランティア団体 ・読み聞かせサークル「りんごっこ」 ・リーディング倶楽部たんぼぼ ・湧別高校ボランティア部 ・読み聞かせ活動支援支援 <ul style="list-style-type: none"> ・中湧別図書館「読み聞かせ」 (協力 りんごっこ、湧別高校ボランティア部) ・ゆうべつ学園「朝の読み聞かせ」 (協力 リーディング倶楽部たんぼぼ) ・子育て支援センター「読み聞かせ」 (協力 リーディング倶楽部たんぼぼ)
	年間	湧 別 図書館	○図書館協議会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館協議会委員 6名 ・定例会議 年3回 ・視察研修 年1回 (町内学校図書館視察)
	7月～ 9月	両館	北海道教育委員会主催「本を読んでファイターズを応援しよう」キャンペーン事業参加

令和6年度 図書館統計

中湧別図書館 蔵書数

分類		5年度	令和6年度				蔵書合計
		蔵書冊数	購入	寄贈	合計	除籍	
0	総記	925	32	34	66	0	991
1	哲学宗教	1,241	20	6	26	1	1,266
2	歴史地理	3,204	97	18	115	59	3,260
3	社会科学	4,253	58	26	84	0	4,337
4	自然科学	3,445	38	4	42	0	3,487
5	工学	3,650	133	4	137	0	3,787
6	産業	1,764	42	14	56	0	1,820
7	芸術	5,045	89	6	95	1	5,139
8	語学	835	5	1	6	0	841
9	文学	28,183	808	49	857	1,087	27,953
J	児童書	25,346	576	25	601	27	25,920
合計		77,891	1,898	187	2,085	1,175	78,801
視聴覚資料	ビデオ	121	0	0	0	0	121
	C D	239	0	0	0	0	239
	L D	60	0	0	0	55	5
	カセット	1	0	0	0	0	1
	D V D	656	0	4	4	0	660
合計		1,077	0	4	4	55	1,026

湧別図書館 蔵書数

分類		5年度	令和6年度				蔵書合計
		蔵書冊数	購入	寄贈	合計	除籍	
0	総記	1,628	29	17	46	4	1,670
1	哲学宗教	1,149	31	16	47	8	1,188
2	歴史地理	3,179	97	28	125	1	3,303
3	社会科学	4,420	150	29	179	1	4,598
4	自然科学	2,630	113	11	124	0	2,754
5	工学	3,720	148	27	175	1	3,894
6	産業	2,034	93	15	108	0	2,142
7	芸術	3,184	223	23	246	2	3,428
8	語学	1,013	11	4	15	0	1,028
9	文学	16,310	380	9	389	27	16,672
J	児童書	30,145	595	71	666	71	30,740
合計		69,412	1,870	250	2,120	115	71,417
視聴覚資料	ビデオ	0	0	0	0	0	0
	C D	579	0	0	0	0	579
	L D	0	0	0	0	0	0
	カセット	276	0	0	0	0	276
	D V D	884	0	1	1	0	885
合計		1,739	0	1	1	0	1,740

両館 蔵書合計

分類	5年度		令和6年度				蔵書合計
	蔵書冊数	購入	寄贈	合計	除籍		
0 総記	2,553	61	51	112	4	2,661	
1 哲学宗教	2,390	51	22	73	9	2,454	
2 歴史地理	6,383	194	46	240	60	6,563	
3 社会科学	8,673	208	55	263	1	8,935	
4 自然科学	6,075	151	15	166	0	6,241	
5 工学	7,370	281	31	312	1	7,681	
6 産業	3,798	135	29	164	0	3,962	
7 芸術	8,229	312	29	341	3	8,567	
8 語学	1,848	16	5	21	0	1,869	
9 文学	44,493	1,188	58	1,246	1,114	44,625	
J 児童書	55,491	1,171	96	1,267	98	56,660	
合計	147,303	3,768	437	4,205	1,290	150,218	

分類	5年度		令和6年度				蔵書合計
	蔵書冊数	購入	寄贈	合計	除籍		
視聴覚資料	ビデオ	121	0	0	0	0	121
	C D	818	0	0	0	0	818
	L D	60	0	0	0	55	5
	カセット	277	0	0	0	0	277
	D V D	1,540	0	5	5	0	1,545
	合計	2,816	0	5	5	55	2,766

■逐次刊行物

中湧別図書館 雑誌 購入 57誌 (うち寄贈 1誌)
 新聞 購入 8紙
 湧別図書館 雑誌 購入 47誌 (うち寄贈 2誌)
 新聞 購入 5紙 (うち寄贈 1誌)

■利用者登録数

区 分	個 人	団 体	合 計
中湧別	1,536 人	131 人	1,667 人
湧 別	1,288 人	77 人	1,365 人
両 館	2,824 人	208 人	3,032 人

■利用状況

	貸出統計		資料別内訳							開館 日数
	人数	冊数	図書 雑誌	視聴覚資料						
				ビデオ	CD	LD	カセット	DVD	合計	
中湧別図書館	6,055	25,053	24,534	4	266	0	0	249	519	296
湧別図書館	3,411	13,274	13,093	—	75	0	0	106	181	296
絵本くらぶ	200	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	
移動図書館車	674	3,307	2,369	0	0	0	0	38	38	
配本	746	8,870	8,870	0	0	0	0	0	0	
合 計	11,086	51,504	49,766	4	341	0	0	393	738	

■町民一人当たりの貸出冊数 6.34 冊（図書・雑誌）

令和7年3月31日人口 7,854人

■来館者数

中湧別図書館	湧別図書館	合計
10,335人	5,311人	15,646人

■事業統計

事業名	計 画 内 容	実績（状況）等
図書館資料の収集、整理、保存	<ul style="list-style-type: none"> ○両館を特徴付けた選書を行い、それぞれに蔵書を区分し保存する。 ○資料等計画的に幅広く豊富に備え、適切な蔵書構成を維持する。 ○貴重資料のデジタル保存 	<p><蔵書冊数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書 中湧別 78,801 冊 湧 別 71,417 冊 合 計 150,218 冊 ・雑誌 中湧別 57 誌 1,151 冊 湧 別 47 誌 769 冊 ・新聞 中湧別 8 紙 湧 別 5 紙 ・視聴覚資料 中湧別 1,026 点 湧 別 1,740 点 合 計 2,766 点

事業名	計 画 内 容	実績（状況）等
利用促進、読書機 会の提供	<p>○調べものの相談、案内を通して利用促進を行う。</p> <p>○インターネットによる情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル資料の公開 ・事業のお知らせ ・司書によるおすすめ本の紹介（新着図書案内） ・図書館だより <p>○来館が困難な町民に対して宅配便を活用して個別に配送貸出を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅配貸出サービス 	<p><所蔵調査></p> <p>中湧別 455 件 湧 別 297 件 合 計 752 件</p> <p><調べもの></p> <p>中湧別 35 件 湧 別 35 件 合 計 70 件</p> <p><情報発信></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館だより発行 （12 回／毎月） ・新着図書案内 （24 回／月 2 回） ・としょかんだより発行 （5 回／11 月初号・毎月） <p><宅配></p> <p>会員 1 名 延べ 25 名 126 冊</p>
ブックスタート	<p>○ブックスタート（月 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本 2 冊と手作りバッグの提供 ・4 ヶ月児対象 ・健診時に絵本とバッグをメッセージと共に提供 <p>○ブックスタートプラス（年 2 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本とブックガイドの提供 ・5～6 歳児対象 ・就学時健診時に絵本 1 冊とブックガイドを提供 ・就学時健診時に読書オリエンテーションを実施 <p>○協力（バック制作）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルピナスの会（バッグ本体） ・湧別高校ボランティア部（名札） 	<p><ブックスタート></p> <p>延べ 28 名</p> <p>4 月 なし 5 月 3 名 ボランティア 1 名 6 月 1 名 ボランティア 1 名 7 月 3 名 ボランティア 1 名 8 月 2 名 ボランティア 1 名 9 月 3 名 ボランティア 1 名 10 月 2 名 ボランティア 1 名 11 月 4 名 ボランティア 1 名 12 月 2 名 ボランティア 1 名 1 月 1 名 ボランティア 1 名 2 月 5 名 ボランティア 2 名 3 月 2 名 ボランティア 1 名</p> <p><ブックスタートプラス></p> <p>延べ 42 名</p> <p>10/1 保健福祉センター 22 名 10/9 上湧別コミュニティセンター 20 名</p>
絵本くらぶ	<p>○絵本の宅配（月 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3 歳までの乳幼児がいる家庭におすすめ本セットを宅配（登録制） 	<p><絵本くらぶ></p> <p>会員 18 名 延べ 200 名 1,000 冊</p>

事業名	計 画 内 容	実績（状況）等
移動図書館車の運行	<p>○移動図書館車で町内を巡回し、広域サービスを実施する。機動性を活かし遠隔地域を中心に、子どもから大人まで図書に出会う場を広げ、読書活動の推進を図る。</p> <p>児童、職員が乗り込んで借りる以外に、一部ステーションでは図書館職員が選本したセットを配本</p>	<p>移動図書館車「わくわく号」の運行 <ステーション></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、保育所 3か所（年8回） ・児童センター 5か所（年8回又は年4回） ・子育て支援センター 1か所（年4回） ・学校 8か所（年8回） ・福祉施設 8か所（年4回） ・地区施設 3か所（年4回） ・郵便局 5か所（年4回） <p><貸出冊数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車 674人 3,307冊 ・配本 746人 8,870冊
学校図書館支援	<p>○クラス配本</p> <p>○学校図書館用図書の購入支援</p> <p>○学校図書館レイアウト相談</p> <p>○学校図書館蔵書管理、蔵書計画</p> <p>○図書館見学の受入</p> <p>○職場体験の受入</p> <p>○読書オリエンテーション</p> <p>○家読おすすめ絵本リスト作成配布</p> <p>○読書通帳の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス配本（年8回） ・学校図書館用図書の購入支援 5月～2月 ゆうべつ学園、芭露学園 上湧別中学校 ・学校図書館蔵書管理支援 （新規購入図書、寄贈図書、除籍図書等） 5月～2月 上湧別小学校、中湧別小学校、 開盛小学校、富美小学校、 ゆうべつ学園、芭露学園、 上湧別中学校 ・図書館見学 5月 芭露学園1-2年生 6月 上小1-2年生、中小1年生 7月 中小5年生、上中3年生、ゆうべつ 学園9年生 9月 ゆうべつ学園1年生、3年生、4年生 ・職場体験 9月 中学生4名（上中3年生 4名） 10月 高校生2名（湧高2年生 2名） ・読書オリエンテーション 就学時健診の空き時間を利用し活動。 活動実績は、「ブックスタート・プラス」 事業欄掲載内容と同じ。
古本コーナー	<p>○古本、古雑誌のリサイクル活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中湧別図書館 490人 1,195冊 ・湧別図書館 445人 1,971冊 合計 935人 3,166冊

事業名	計 画 内 容	実績（状況）等
特別展示	○こどもの読書週間特別展示	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの読書週間特別展示 4/26～5/28 中湧別図書館 「なりきりアイスクリームやさん」 4/20～5/28 湧別図書館 「こどもの本総選挙」 6/1～9/1 湧別図書館 「なりきりアイスクリームやさん」
	○絵本原画展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 絵本原画展 7/17～7/30 湧別図書館 「北の里から平和の祈り ノーモア・ヒバク シャ会館物語」（北海道新聞社） 9/24～10/8 中湧別図書館 「あてっこ どうぶつずかん だれ」（あべ弘士）
	○町民大学講師著作展示実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民大学講師著作展示開催 8月～10月 両館
	○秋の読書週間特別展示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋の読書週間特別展示 10/11～11/5 中湧別図書館 「秋まつり in 中湧別図書館やっちゃうぞ！」 10/19～11/30 湧別図書館 「『文芸エクラ大賞』紹介展示」 12/4～1/30 湧別図書館 「秋まつり」屋台ブース展示
	○協力展示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教科書展（主催：教育総務課） 6/28～7/10 中湧別図書館

事業名	計 画 内 容	実績（状況）等
	<p>■中湧別図書館</p> <p>テーマ：年中行事等</p>	<p>4月 「こどもの日」 「本屋大賞」</p> <p>5月 「こどもの日」</p> <p>6月 「5月 ブグログ月間ランキング」</p> <p>7月 「6月 ブグログ月間ランキング」 「七夕」</p> <p>8月 「7月 ブグログ月間ランキング」</p> <p>9月 「8月 ブグログ月間ランキング」</p> <p>10月 「9月 ブグログ月間ランキング」 「ハロウィン」 追悼展示「中川李枝子さん」「せなけいこさん」</p> <p>11月 「10月 ブグログ月間ランキング」 追悼展示「谷川俊太郎さん」「クリスマス」</p> <p>12月 「11月 ブグログ月間ランキング」 「お正月」 「ブック・オブ・ザ・イヤー2024」</p> <p>1月 「12月 ブグログ月間ランキング」 「節分」 「バレンタイン」 「MOE 絵本屋さん大賞」 追悼展示「いわむかずおさん」</p> <p>2月 「1月 ブグログ月間ランキング」 「ひなまつり」 「卒業・入学式」 「本屋大賞ノミネート作品展示」</p> <p>3月 「2月 ブグログ月間ランキング」 東日本大震災展示「過去と未来東日本大震災から学ぶこと、そして考えること」</p>
特別展示	<p>■湧別図書館</p> <p>テーマ：年中行事等</p>	<p>4月 「どうぶつボックス」 「第14回幼稚園絵本大賞」 「本屋大賞」 「卒業・入学のえほん」 「第1弾ロングセラー絵本」</p> <p>5月 「クレープづくり」 「おふろにはいろう！」 絵本</p> <p>6月 「ぱくぱくパペットづくり！！」 「歯、むし歯のえほん」 「生誕50周年ねずみくんのチョコキ展」</p> <p>7月 「トングをつかってボールはこび」 ゲーム 「岸田典大さんの絵本パフォーマンス絵本展示」</p> <p>8月 「シルエットカード」 ゲーム、「北海道青少年のための200冊」 「直木賞作家 川崎秋子さんの著作本紹介」</p> <p>9月 「どんなピザつくる？ピザつくりゲーム」</p> <p>10月 「ハロウィン」 ゲーム、「ハロウィンえほん」 「秋の読み聞かせ絵本」</p> <p>11月 「カルテを見ておくすりをとろう！お医者さんゲーム！！」 「バスケットゴールゲーム！」 「絵本大賞（29回）」</p> <p>12月 「プレゼントツリー（釣り）」 「むずかしい！？アシカのわなげ」 「絵本であったまろう！冬のおはなし会おすすめ絵本」 「クリスマスえほん」 「野菜が好きになる？絵本」</p> <p>1月 甘くてかわいい「マカロンづくり」ゲーム「甘くてかわいいお菓子のえほん」 「嘉藤晃男さんの著作本紹介」 「伊藤英二さんの作品展示」 「文春ミステリー2024 ベスト10」 「このミステリーがすごい！2025 ベスト25」 「2025年本屋大賞ノミネート作品紹介」 「伊予原新さんの著作本紹介」</p> <p>2月 「はじめての果樹園」 ゲーム</p> <p>3月 「スペシャルランチを作って遊ぼう！」 「ごはん、おにぎり、おすしのえほん」</p>

事業名	計 画 内 容	実績（状況）等
連携 ネットワーク	<p>○ボランティアサークル育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ活動支援 （りんごっこ、リーディング倶楽部たんぼぼ、湧別高校ボランティア部） ・ゆうべつ学園読み聞かせ （リーディング倶楽部たんぼぼ） ・中湧別図書館読み聞かせ （りんごっこ、湧別高校ボランティア部） <p>○子育て支援センター事業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせ会参加協力、読書推進事業の実施 	<p>○リーディング倶楽部たんぼぼ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日 ゆうべつ学園 1～6年生読み聞かせ訪問 年34回開催（6/12～3/19）102名 ・毎週水曜日 本の修理ボランティア 年48回開催（4/3～3/26）263名 修理本195冊修理（中湧別17冊、湧別178冊） ・育児学級「読み聞かせ」（子育て支援センター事業） <p>○りんごっこ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月2回土曜日 中湧別図書館「読み聞かせ会」年22回開催（4/6～3/15）事業協力27名 「読み聞かせ会」参加者 89名 ・上湧別小学校「読み聞かせ」訪問 全8回開催（6/19～2/19）事業協力16名 <p>○湧別高校ボランティア部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月2回土曜日 中湧別図書館「読み聞かせ会」年22回開催（4/6～3/15）事業協力95名 ・ブックスタートバッグ用「名札」制作 ・壁画制作（中湧別図書館おはなしコーナー設置） <p>○ルピナスの会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブックスタートバック制作 手作りバッグ28個寄贈 ・ブックスタート事業支援 事業協力 11回（5/28～3/25）
	<p>○図書館協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員 6名 ・定例会議 3回 ・視察研修 （公共図書館視察） 	<ul style="list-style-type: none"> ・6/5 第1回図書館協議会会議 5名出席 ・7/30 視察研修（津別町） 3名出席 ・視察先 津別町図書館 ・10/31 第2回図書館協議会会議 5名出席 ・2/28 第3回図書館協議会会議 5名出席
	<p>○北海道教育委員会主催「本を読んでファイターズを応援しよう」キャンペーン参加</p>	<p>○「青少年のための200冊」等展示（両館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン読書期間 7/26～8/20 ・参加者 31名 （内訳 中湧別16名、湧別15名） ・読了者 17名 （内訳 中湧別5名、湧別12名）
単年度 イベント	<p>○絵本ライブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絵本+音楽+αの新しいスタイル。 ・子どもから大人まで対象としています。 	<p>「岸田典大さんの絵本パフォーマンス」</p> <p>期 日 7/26</p> <p>会 場 湧別図書館</p> <p>参加者 18名</p>

湧別町図書館条例

(設置)

第1条 町民の教養及び文化の発展並びに児童の健全育成を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）に基づく図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
湧別町中湧別図書館	湧別町中湧別中町 3020 番地の 1
湧別町湧別図書館	湧別町栄町 2 1 9 番地の 1

(管理)

第3条 図書館は、湧別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第4条 図書館に館長及び司書その他必要な職員を置く。

(事業)

第5条 図書館は、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料（法第3条第1号に定める図書館資料。以下「図書等」という。）の収集、整理及び保存
- (2) 図書等の貸出し
- (3) 読書案内
- (4) 読書会及び研修会等の主催及び開催の奨励
- (5) 移動図書館の運営
- (6) その他図書館の目的達成のため必要な事業

(開館時間及び休館日)

第6条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、変更することができる。

- (1) 開館時間 火曜日から日曜日までの午前10時から午後6時まで
- (2) 休館日
 - ア 月曜日
 - イ 12月30日から翌年の1月4日までの日
 - ウ 図書整理日（月末日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は月曜日の場合は、翌火曜日とする。）

(図書館協議会)

第7条 法第14条の規定により、図書館の適正な運営を図るため、湧別町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会委員の定数)

第8条 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、6人とする。

(委員の任命)

第9条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者並びに公募者の中から、教育委員会が任命する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解任することができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第12条 委員に報酬を支給する。

2 委員が会議及び職務を行うため旅行するときは、その費用を弁償する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、湧別町特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(平成21年条例第43号)に定めるところによる。

(管理及び使用等)

第13条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び使用等については、湧別町公の施設の管理及び使用等に関する条例(平成21年条例第62号)の規定による。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上湧別図書館条例(平成4年上湧別町条例第14号)又は湧別町図書館条例(平成7年湧別町条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の担当規定によりなされたものとみなす。

(任期の特例)

3 この条例により最初に委嘱される委員の任期は、第9条第1項の規程にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則(平成24年3月12日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

湧別町図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、湧別町図書館条例（平成21年条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の登録)

第2条 図書館資料（以下「図書等」という。）を借り受けようとする者は、登録手続きをしなければならない。

(氏名及び住所の変更)

第3条 登録者が氏名又は住所を変更したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(図書等の個人貸出し及び貸出冊数)

第4条 町内に居住し、又は町外から通勤し、若しくは通学する者は、冊数に制限なく希望する図書等を借り受けることができる。ただし、館長が図書館運営上特に必要と認めたときは、冊数を制限することができる。

2 前項に該当しない者であっても館長が適当と認めたときは、登録し図書等を借受けることができる。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。図書等の貸出期間が満了した場合は、速やかに図書等を返却しなければならない。

2 図書等の返却日が休館にあたる場合は、その翌日を返却日とする。

(貸出しの制限)

第6条 次の各号に掲げる図書等は、貸出ししない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 各種新聞、新着雑誌
- (2) 貴重な資料
- (3) 映像資料
- (4) 特に亡失し、又は損傷しやすい資料
- (5) その他館長が貸出しを不相当と認めた資料

(移動図書館)

第7条 図書館は、遠隔地の町民の読書活動を推進し、及び利便を図るため移動図書館車により定期的に巡回して図書の貸出しを行うものとする。

2 移動図書館車を利用する場合の手続等については、第2条から第6条までの規定を準用する。

(図書館協議会の委員長)

第8条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に、委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の会議)

第9条 協議会は、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる機関とする。

- 2 会議は必要があるごとに館長が招集する。
- 3 前項の規定による召集には会議開催の日時・場所及び会議に付すべき次項をあらかじめ通知して行う。
- 4 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

(多目的室等の利用)

第10条 多目的室及びロビーを町民の利用に供する場合は、次のとおりとし、利用できる時間は開館時間内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、時間外でも利用できる。

- (1) 視聴覚資料の団体視聴
- (2) 図書館活動に関する作品展示・発表
- (3) 図書館活動に関する諸会議、各種研修会
- (4) 図書館活動を通じた地域交流
- (5) 個人、グループ、ボランティアの図書館活動
- (6) 児童生徒の学習等
- (7) その他図書館事業の目的に即した事業

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上湧別図書館条例施行規則(平成5年上湧別町教育委員会規則第2号)又は湧別町図書館条例施行規則(平成7年湧別町教育委員会規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の担当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年4月1日)

この規則は、公布の日から施行する。

湧別町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、湧別町子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するに当たり、当該計画の策定に資するため、湧別町子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 幼児教育関係者及び学校教育関係者
- (2) 社会教育委員
- (3) 図書館協議会委員
- (4) 公募町民
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から推進計画の策定までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聞くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は無報酬とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

湧別町図書館図書複写要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湧別町図書館(以下「図書館」という。)を利用する者からの申込みにより、図書資料の複写を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(複写図書)

第2条 図書資料を複写できる場合は、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1号に定めるところによる。

(複写の種類等)

第3条 複写は、電子複写機により行うものとし、複写する用紙の規格は、日本工業規格A3判、A4判、B4判及びB5判とする。

(申込方法)

第4条 複写を希望する者は、複写サービス利用申込書(別記様式)により行う。

(実費の徴収)

第5条 この要綱に定める複写を行う場合には、その実費を徴収する。

2 実費の額は、湧別町手数料徴収条例(平成21年条例第84号)の規定による。

(既納実費の不返還)

第6条 既に納入した実費は、返還しない。ただし、図書館長が返還することを適当と認めたときは、この限りでない。

第7条

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年10月5日から施行する。

別記様式(第5条関係) 複写サービス利用申込書

年 月 日

湧別町図書館長 様

住所
申請者
氏名

次のとおり、図書資料の複写を申し込みます。

複写を希望する図書資料

複写資料名	複写箇所
	頁～ 頁
	頁～ 頁
	頁～ 頁

この複写は、私の調査研究目的のためにのみ使用し、複写によって生ずる著作権の問題等については、すべて私とその責任を負います。

(注) 上欄のみ記入してください。

処理	複写枚数	金額	取扱者
	枚	円	

図書館資料の収集と選定方針

1) 目的

この方針は、湧別町図書館が、町民のニーズに基づき、情報提供機能の充実に向けて、資料収集の適正化と効率化を図るため必要な事項を定めるものである。

2) 基本方針

湧別町民のニーズに応えるため、図書、逐次刊行物、視聴覚資料などを計画的に幅広く、豊富に備え、保存する。あわせて、常に新鮮で適切な資料構成の維持に努める。なお、資料の選定は、湧別町図書館の経営案と長期的展望に立って司書職員が責任をもって行なうものとする。

全体の図書館資料の構成を見極めながら、実際の利用状況に基づき、将来の利用を予測して不要な資料は除籍する。なお、利用不能の資料或いは所在不明の資料は廃棄する。

- ① 有機的なつながりを持たせ、町民のニーズと地域社会の状況をとらえていく。なお、幼児・児童の成長に役立つ資料の収集に充分配慮する。政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するように努める。また、著者の思想的、政治的立場を理由にその著作を排除することはしない。
- ② 湧別町民の身近な図書館として、日常の問題解決に役立つ参考図書、教養書、実用書、読み物などを備える。なお、湧別町に関わりのある外国の図書も収集する。
- ③ 湧別町の歴史や、文化、政治、経済などに関する資料をはじめ、町の関係機関・団体等の刊行物の収集にも努める。

最新の情報や知識を得る大切な情報源である雑誌・新聞などの逐次刊行物を備える。雑誌は、主題ごと、各世代ごとに豊富に備え、新聞は、全国紙、地方紙、専門紙を備え、一定期間保存する。

- ④ 町民の要望、読書傾向、予約状況さらに出版状況などを勘案し、公共図書館として、年齢、性別、職業を問わずあらゆる階層の利用者に対応できる蔵書構成に努める。また、予算配分の適正な執行を図り、購入のみならず、寄贈、複製などの手段を活用する。

3) 図書の選定（寄贈受入含む）

図書の選定は次の各項によって行なう。

- ① あらゆる思想、信条、学説、宗教に対して自由且つ、公正におこなう。
- ② 人権を侵害するおそれのある図書の収集については慎重を期す。
- ③ 著者、発行所、内容、書誌的価値、形態、価格などについて検討を加える。
- ④ 利用度の高い図書、郷土に係わる図書については、複本収集を考慮する。
- ⑤ 部門別の留意事項

ア 一般書：中学生（後期）、高校生から一般成人までを対象とし、基礎的なものから専門的な図書まで幅広く、新刊書を基本として収集する。

イ 児童書：幼児から中学生（前期）までを対象とし、読書の喜びと興味を享受する図書、知識を深め、情操を養い、豊かな人間性を培う図書を計画的に収集する。

ウ 参考図書：レファレンスに必要な辞典・事典・地図・年表類は、新鮮で確かな価値を享有する図書を備える。

エ コミック：物語があるか、絵は美しいか、テーマ性はあるか、感動をもたらすか、人権や人間性を無視していないか、読む人の心を豊かにしていく図書であるかを評価し、収集をする。

4) 逐次刊行物の選定

雑誌は「図書の選定」に準じて収集するが、社会の動き、時代の流れを考慮し利用者のニーズをとらえ、生活に役立つ内容を持つものを開架するよう努める。新聞は、政治・社会面のみならず、文化面・生活面も充実している全国紙、地方紙等を取り揃えていく。

5) 視聴覚資料の選定

視聴覚資料についても、「図書の選定」に準じて収集に関する基本計画を以下のとおり定め、適切に収集する。

- ① 湧別町図書館で収集し、利用者に提供する資料は、CD・ビデオ・DVDとする。
- ② 資料は、日本及び各国における音楽の民族性や歴史、伝統を考慮するとともに、青少年の健全な育成や人々の暮らしの支援、視覚障害者等にも配慮しながら選定する。
- ③ 基本計画に基づく、毎年予算の範囲で当該年度の選定計画を策定する。
 - ア CDは、原則として以下の考え方に基づき選定する。
 - ・ ポピュラー音楽 各種音楽賞受賞作品や、各ジャンルのヒット作、話題作、当該年の代表的な作品を選定する。
 - ・ クラシック音楽 定着した評価、実績のある作品を選定する。
 - ・ その他 ジャンルを問わず、広く知られた作品や話題となった作品を選定する。
 - イ ビデオ、DVDは、原則として以下の考え方に基づき選定する。なお、映像資料については、原則として試写後に開架する。
 - ・ 一般用 定着した評価の高い作品、各種映画賞受賞作品を中心とし、各ジャンルのヒット作、話題作、当該年の代表的な作品からも選定する。
 - ・ 児童用 健やかな心、豊かな想像力の育成につながる資料を選定する。

子ども自身が主体となる学習や調査の手がかりとなる資料を選定する。

子育ての手助けとなり、保護者が子どもと一緒に楽しむことができる資料を選定する。
 - ・ 教養資料 視聴覚教育やレクリエーション、余暇活動を含め生涯学習を支援するために適切な資料を選定する。

図書館資料の除架・除籍・廃棄基準

1. 目的

この基準は、湧別町図書館の図書館資料の構成について、利用の効率化と管理の適正化を図るため、「図書館資料の収集と選定方針」に基づき、資料の除架、除籍、廃棄に関する事項を定める。

2. 除架

(1) 開架書架から資料を除架し、閉架書庫に保存する。

除架は、開架書架の収納能力と利用の実態に則し、適宜行う。

(2) 資料の除架は、次の項に基づいて行う。

- ・ 除籍対象の資料

3. 除籍

(1) 資料の除籍は、次の各項に基づいて行う。

- ・ 「汚損、破損による除籍」

汚損、破損が甚だしく修理不能および補修価値のない資料

- ・ 「亡失による除籍」

利用者の不注意より紛失したもの

蔵書点検で不明となっているもの

- ・ 「保存期限による除籍」

雑誌など保存期間を過ぎたもの

- ・ そのほかの除籍

不要な複本

内容が時代遅れになっている資料

地域社会がほとんど興味をもたない資料

4. 除籍の対象としない資料

(1) 郷土資料

(2) 入手が困難で資料的価値の高いもの

5. 廃棄

(1) 廃棄対象資料の処分方法。

- ・ リサイクル（古本市、古紙回収）

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）
- 第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの
（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

■湧別町図書館 利用案内

- 1) 利用時間 火曜日～日曜日 午前 10 時～午後 6 時
- 2) 休館日 月曜日
月末日 (月末日が土曜日、日曜日又は月曜日の場合は翌火曜日)
年末年始 (12 月 30 日～1 月 4 日)
- 3) 貸出方法 利用資格 町内在住在勤者
貸出期間 2 週間
利用冊数 制限なし

図書館要覧 令和6年度版

2024年6月発行

湧別町中湧別図書館 〒099-6329 北海道紋別郡湧別町中湧別中町 3020 番地

電話番号 (01586) 2-3150

FAX (01586) 2-3190

Eメール lib-n@town.yubetsu.lg.jp

湧別町湧別図書館 〒099-6404 北海道紋別郡湧別町栄町 219 番地

電話番号 (01586) 5-3122

FAX (01586) 5-3256

Eメール lib-y@town.yubetsu.lg.jp

HP <https://www.town.yubetsu.lg.jp/st/lib/index.html>